

食品衛生監視票：オンライン手続きの流れ（概要）

【1】事前相談（日程調整・資料提出）

Step 1 オンライン手続きの期間内であることを確認する

- 施設監視の希望日は2週間以上以上先（申請可能期間は、希望日の2週間前まで）
※2週間未満の場合、施設を管轄する窓口（[保健所](#)/[松阪食肉衛生検査所](#)）に直接相談

Step 2 施設監視の希望日を3つ以上あげる

- 3つ以上の希望日をあげる
※伊勢保健所志摩市駐在は、原則として毎週火曜日のみ受付可能

Step 3 施設を管轄する窓口を確認する

- 三重県内の各保健所（四日市市を除く）または松阪食肉衛生検査所
※四日市市の場合は、[四日市市保健所](#)に連絡する

Step 4 許可または届出の業種と番号を確認する

- 営業許可証または届出済証を手元に準備し、業種と番号を確認する
※例 [業種] そうざい製造業 [番号] 津1234-5678

Step 5 施設監視に関する資料データを準備する（任意）

- 資料データ（衛生管理計画、手順書、実施記録等）を準備する
※事前に資料データを提出することにより、当日の監視がスムーズになります

Step 6 「三重県電子申請・届出システム」に入力する



- ▶ 「[食品衛生監視票について](#)」のウェブサイトを開き、「オンラインによる手続き」からフォームにアクセスする
- ▶ フォームへの登録が完了すると【到達通知】のメールが届く
- ▶ 登録内容に不備等がある場合は、登録先の窓口から確認の連絡がくる
- ▶ 施設監視の日程が決定すると【決定通知】のメールが届く

Step 7 決定した日程において施設監視を受ける

問合せ先：施設を管轄する窓口

[保健所](#)の連絡先はこちら⇒

